

令和5（2023）年度

那須塩原市食育・地産地消推進計画
年次報告書

那須塩原市

令和6年8月

はじめに

「食育」とは、平成 17（2005）年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしています。

また、「地産地消」とは、平成 22（2010）年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費することとしています。

本市では、令和元（2019）年 12 月に、「那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定しました。それまでも全国有数の農業生産地である強みを生かした食育・地産地消の推進に努めてきましたが、食に関する諸課題に対応するため、新たに策定した計画です。計画の期間は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 年間です。毎年度、進捗状況の把握・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、事業を実施していきます。

本書は令和 5（2023）年度に行った事業の評価を、年次報告書としてまとめたものです。この報告書をもとに各事業の更なる向上を図り、食育・地産地消を推進していきます。

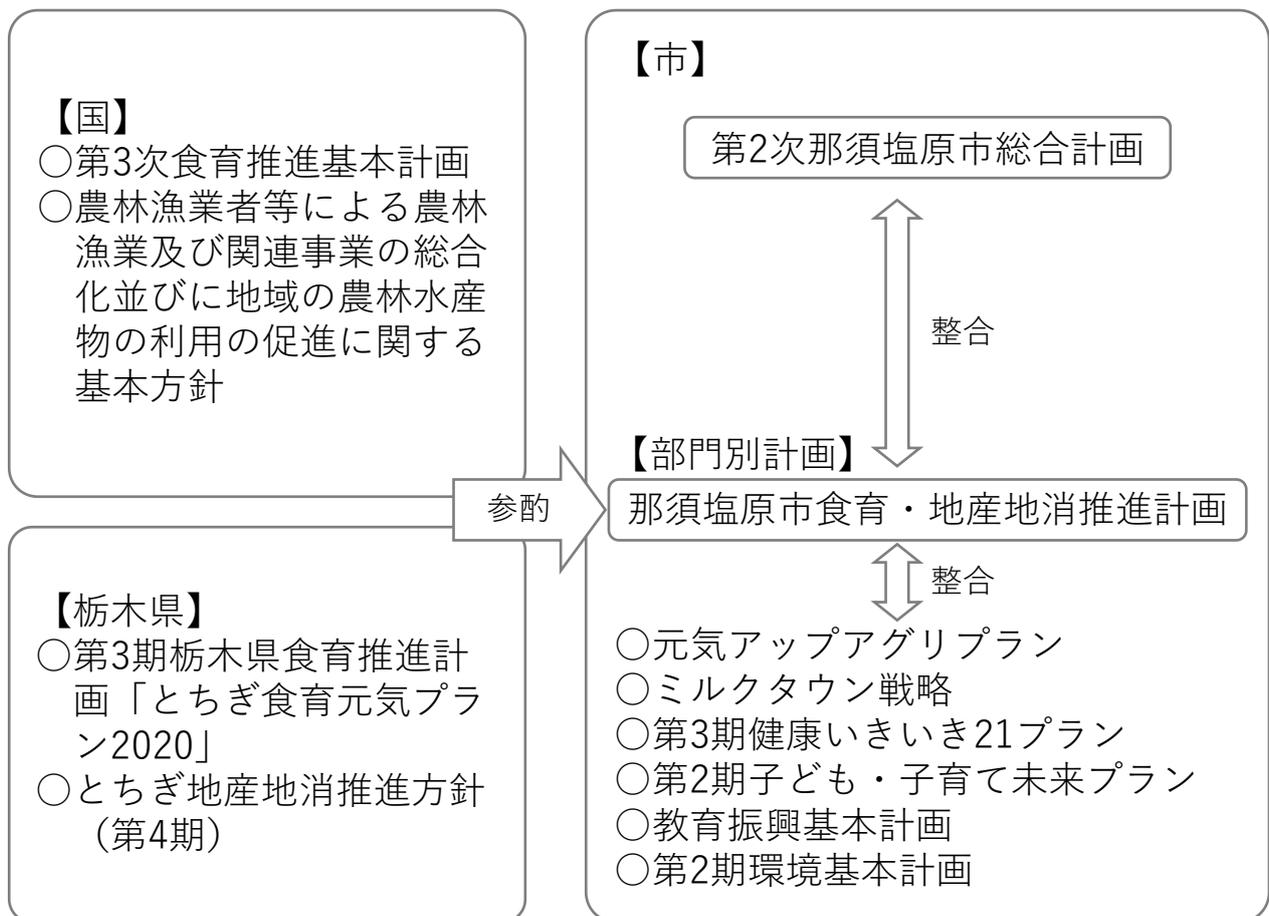
目次

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	1
3 計画の基本方針	2
「食育・地産地消関連事業」の令和5年度実績評価について	3
1 評価方法	3
2 評価結果	3
目標 1 自然や食に感謝する心を醸成します	5
目標 2 食を通じた健康づくりを推進します	10
目標 3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します	13
目標 4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します	17
食育月間の制定について	20
資料 1 那須塩原市食育推進条例	21
資料 2 令和5年度食育・地産地消関連事業一覧	27

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要

1 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第41条第1項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとし、策定にあたっては、国及び栃木県の上位計画を参酌し、第2次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合を図りました。



2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年の計画です。
ただし、社会情勢の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策の方向性を定め、食育・地産地消の取組を展開します。



「食育・地産地消関連事業」の令和5年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、各事業の担当課が自己評価を行った結果を基に、「食育・地産地消推進市内検討会議」で、基本施策ごとの達成度についての委員評価を行いました。その後、「那須塩原市食育推進会議」に諮り、総合評価を決定しました。

【評価基準（達成度）】

A：達成できた B：おおむね達成できた C：達成できなかった D：実施していない

2 評価結果

目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
(1)	31	14	2	0	6	6	0	0	A	A
(2)	26	2	0	0	11	1	0	0	A	
(3)	9	1	0	0	9	3	0	0	A	
(4)	2	2	0	0	4	7	1	0	B	

目標2 食を通じた健康づくりを推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	12	2	2	1	7	5	0	0	A	A
2	10	4	0	0	7	5	0	0	A	

目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	4	7	0	0	1	11	0	0	B	B
2	2	0	0	0	9	3	0	0	A	
3	5	1	0	0	10	2	0	0	A	

目標4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（事業）				委員評価（人）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	1	2	0	0	3	9	0	0	B	B
2	2	0	0	0	9	3	0	0	A	

目標 1 自然や食に感謝する心を醸成します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成	A

目指す方向

- 家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。
- 子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

<定性評価>

- ・保育園、学校を中心に48事業実施。事業内容を縮小・一部変更しての実施はあったものの、未実施の事業はなく、概ね計画通りに実施できた。
- ・「学校給食を活用した食育の取組」では、ベトナム・ジャマイカ・韓国など様々な国の料理の提供や、市内産小麦「ゆめかおり」を100%使用したコッペパン・塩原だいこん・拓陽キスミルなどの地産地消メニューの提供によって、世界の料理や地場産物に対する理解を深めることができた。
- ・「生産者による学校給食訪問」では、計4校で実施することができた。生産者が農産物に関する質問に直接回答し、育てた農産物が使用された給食を生徒と一緒に喫食することで、生徒と生産者がお互いをより身近に感じられる交流ができた。黙食を実施している学校の場合、給食時の交流が難しい点が課題である。

<定量評価>

項目	基準 (平成27年 度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
毎日朝食 を食べる 児童生徒 の割合 (小学5 年生・中 学2年 生)	小学生： 86.3% 中学生： 76.5%	小中学生 85.2%	該当デー タ なし	該当デー タ なし	生活習慣 アンケート 調査等結果 報告※1	小学生： 100% 中学生： 100%
肥満傾向 (カウプ 指数18以 上)にあ る幼児の 割合(3 歳児)※2	4.2%	3.2%	5.2%	4.2%	3歳児健診 結果	4.0%以下

※1 調査が5年に1度のため令和3年度が最新のデータとなる。

※2 カウプ指数＝体重(g)÷(身長(cm)×身長(cm))×10

基本施策 (2) 食に関する体験活動の促進	評価
	A

目指す方向

○食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

<定性評価>

- ・28 事業実施
- ・保育園では10か所の公立保育園で自園の畑やプランターでの野菜栽培、実食をとおして、食材への興味・関心を広げることができた。
- ・公民館での「子ども体験塾」では、令和4年度の参加人数を維持して実施することができた。さつま芋の苗植えから収穫までを体験できたことで、食への興味関心につなげることができた。
- ・市民農園は市内13か所に農園を設置し、農地の有効利用や都市農村交流を図ることができた。
- ・「学校農園開設支援事業」では、小・中学校20校で実施。育てた農作物を自分達で実際に食べたり、他学年の生徒にも振る舞うことで、食べる喜びと食べてもらう喜びを味わうことができた。地域の方の協力があって実施が出来ている学校が多いことから、できる限り地域の方の負担を減らすことや、生徒自身で育てられる方法を探すことが課題である。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
市民農園（ふれあい農園）の開設数	14か所	13か所	13か所	那須塩原市 農業公社経営 状況報告書	16か所
学校農園開設支援事業を活用する小、中、義務教育学校数	20校	21校	20校	学校農園開設 支援事業実績	全校 (小・中・義務教育学 校計27校)

基本施策 (3) 優れた食文化の継承	評価
	A

目指す方向

○日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

<定性評価>

- ・しもつかれ、開拓汁、巻狩汁といった栃木の郷土料理に加え、全国各地（北海道、秋田、宮城、岩手、愛媛、宮崎、新潟など）の郷土料理を提供し、食と文化の結びつきを図った。
- ・学校給食では、献立に開墾記念献立、箒根学園開校お祝い献立、入学祝献立などの行事食を取り入れることができた。食材料費が高騰する中で安定的な提供を続けるために、献立や材料の工夫が必要などの課題が残る状況。
- ・農村生活研究グループの活動では、8校の小学校でおにぎり・バター作り体験学習を実施し、食の楽しさや重要性を伝えることができた。また、4名が新規に入会し、全ての行事において開催数、参加者数が増加したことで、会員同士の情報交換の場や交流の機会を設けることができた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
農村生活研究グループ協議会の年間活動数	17事業	10事業	12事業	那須塩原市 農村生活研究グループ協議会 令和5年度 総会資料	20事業

基本施策（4） 自然環境への負荷の低減	評価
	B

目指す方向

- 農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、自然環境への負荷の低減を図るため循環型社会の構築を目指します。
- 市民一人一人が、残さず食べる習慣を身に付けること、作り過ぎや必要以上に購入しないなど、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちを育む取組を推進します。

<定性評価>

- ・「資源循環型農業の推進」では、藁や飼料作物を家畜の餌として給与し、排泄物を堆肥化して水田に散布することにより、本来、農・畜産家で不要となるものを有効活用することできた。
- ・「生ごみ処理容器(コンポスト)及び機械式生ごみ処理機設置支援事業」では、当初予算の上限額に達する申請があり、年度途中で補正予算を組むなど、本制度が普及していることがうかがえる。また、貸出についても、コンパクト型の処理機の台数を増やすことで、より使用感が体験できるようにした。
- ・生活系可燃ごみの中には、堆肥化できる生ごみも含まれていることから、補助事業による生ごみ減量化の推進のほかにも廃棄食品削減の取組も併せて実施することにより、効果的なごみ減量化を図る必要がある。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
環境保全型 農業	1,152.6ha	947.95ha	1,008.61ha	環境保全型 農業直接 支払交付金 事務実績	1,250.0ha

目標 2 食を通じた健康づくりを推進します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
栄養バランスのとれた食生活の推進	A

目指す方向

- 市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じて健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。
- 家族と一緒に食事をとりながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

<定性評価>

- ・17 事業実施
- ・「食生活改善推進員育成事業」ではコロナ感染拡大前の活動形態や内容に徐々に戻り、昨年度の課題であった活動の減少による会員のモチベーション低下に歯止めをかけることができた。
- ・「栄養教諭による食育指導」では栄養教諭と共に家庭科の授業を行い、学生にとって必要な栄養を満たす献立を作成することで、より専門的な内容の指導をすることができた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成27年度)	令和3年度	令和4・5 年度	データ元	目標 (令和6年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	31.1%	38.1%	該当データなし	生活習慣アンケート調査等結果報告書	40%以上
毎日野菜をたっぷり(1日小鉢5皿、350g程度)食べる人の割合	27.4%	28.6%	該当データなし	生活習慣アンケート調査等結果報告書	32%以上

基本施策（2）	評価
生活習慣病の発症予防の推進	A

目指す方向

- 市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取り組めます。
- 食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。

<定性評価>

- ・「プレ特定健診結果相談」では、来所者に対する健診結果を振り返るための支援ができたものの、健診受診者の8%にとどまっているため、来所を促すような取り組みと未来所者への支援が課題である。
- ・保育園での園児の体格評価に関しては、体格評価の結果を各園にフィードバックしているが、改善につなげるため面談等の個別対応を増やす必要がある。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定時)	比較年①	比較年②	データ元	目標 (令和6年度)
市民の健康寿命	男性：79.26歳 女性：84.03歳 (平成28年度)	男性：80.12歳 女性：83.91歳 (令和元年度)	該当データなし (令和3・4・5年度)	栃木県策定値	健康寿命の延伸
減塩に積極的に取り組んでいる人の割合	19.6% (平成27年度)	18.3% (令和3年度)	該当データなし (令和4・5年度)	生活習慣アンケート調査等結果報告書	25%以上

目標 3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
市産農産物の生産振興と消費の拡大	B

目指す方向

- 市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。
- 消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

<定性評価>

- ・「認定農業者の確保」では、昨年度より 11 経営体減少した。農業の担い手の高齢化と後継者不足が課題である。
- ・「農産物直売所の再整備」では、工事に遅れが出たものの、令和 6 年 4 月のオープンには支障がないように進められた。
- ・学校給食への市産農産物の利用拡大については、昨年度実績から 1.4%増加し、目標数値を上回る結果となった。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定時)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
認定 農業者数	629人 (平成30年度)	616人	622人	611人	那須塩原市 農業公社経営 状況報告書	700人
年間の 農業 算出額	367億円 (平成29年度)	456億円 (令和2年度)	456億円 (令和3年度)	456億円 (令和4年度)	市町村別 農業算出額	388億円
学校給食 における 市産農産 物の 使用割合	20.7% (平成30年度)	17.9%	24.2%	25.6%	栃木県の学 校給食関係 諸調査	25.0%
農産物 直売所の 販売額	11.6億円 (平成30年度)	12.1億円	10.7億円	11.8億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6億円

基本施策 (2)	評価
市産農産物のブランド力の向上	A

目指す方向

○市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

<定性評価>

- ・「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」では、地域店舗や生産者に食材や料理の提供を協力いただいた結果、当日の販売ブースで食材が売れたほか、後日再購入の問合せがあるなど地域の消費に繋げることができた。
- ・「那須塩原ブランド認定品の普及・拡大」では、東京都内を中心に複数回イベント出店を行い、幅広く那須塩原ブランドのPRを実施することができた。また、市長トップセールスにおいては、初の海外商談会だったにも関わらず、那須塩原ブランド認定品である「那須野ヶ原牛」の商談成立に寄与した。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
那須塩原 ブランドの 認定品数	23品目	25品目	30品目	34品目	那須塩原 ブランド 認定実績	30品目
(再掲) 農産物直売 所の販売額	11.6億円	12.1億円	10.7億円	11.8億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6億円

基本施策 (3) 牛乳等の生産振興と普及拡大	評価
	A

目指す方向

○生乳生産本州一のまちと牛乳や乳製品を組み合わせた消費拡大や普及啓発を図りながら、魅力ある酪農のまちづくりを推進します。

<定性評価>

- ・「優良雌牛の導入支援」では導入費用の一部助成を行っているが、資材高騰、物価高騰等の影響もあり、酪農家の経営状況が厳しい状況にあるため、補助メニューの検討が課題である。
- ・「牛乳の日（9月2日）の普及促進事業」では、SNSを活用したキャンペーン、小・中・義務教育学校へのミルマーク配布、那須塩原駅前広場で「牛乳で乾杯」イベントを実施し、生乳産出額全国2位や畜産物のPRができた。牛乳の日のさらなる周知方法の検討が課題である。
- ・「チーズ等の乳製品を使った料理の普及促進」では、那須ナチュラルチーズ研究会と連携した初のチーズメインのイベントを実施し、那須地域のチーズや食のPRをすることができた。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
年間の生乳生産量	157,152 t	189,023 t	193,204 t	188,118 t	生乳生産量調査	160,000 t
(再掲) 年間の農業算出額	367 億円	456 億円 (令和2年度)	456 億円 (令和3年度)	456 億円 (令和4年度)	市町村別農業算出額	388 億円

目標 4 安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
安全・安心な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進	B

目指す方向

- 安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）※の取組や有機農業の取組を推進します。
- 生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。
- 消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努めます。

※GAP（農業生産工程管理）…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

<定性評価>

- ・「食における環境づくり」では、学校においてアレルギー児童や献立を把握し、緊急時の対応について全職員で共通理解を図ることで、安全で安心な給食の提供に努めることができた。
- ・「保育園給食衛生管理研修会」では、研修内容を変更し、誤飲事故防止のための研修を実施した。衛生研修会は来年度実施予定。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
(再掲) 環境保全型 農業	1,152.6ha	947.95ha	1,008.61ha	環境保全型農業 直接支払 交付金事務実績	1,250.0ha
(再掲) 農村生活研究 グループ協議 会の年間活動 数	17事業	10事業	12事業	那須塩原市 農村生活研究 グループ協議会 令和5年度 総会資料	20事業

基本施策（2） 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開	評価
	A

目指す方向

○市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

<定性評価>

・国と市の食育月間（6月、10月）の試みとして、食育・地産地消推進シールを作成し、約15,300枚配布した。「那須塩原市のお米を使っている」ことを購買者にアピールするためのツールとして広く活用してもらうことができた。さらに多くの市民や事業者等に対する周知・啓発が今後の課題である。

<定量評価>

項目	基準年 (平成30年度)	令和4年度	令和5年度	データ元	目標 (令和6年度)
(再掲) 農村生活研究 グループ協議 会の年間活動 数	17事業	10事業	12事業	那須塩原市 農村生活研究 グループ協議会 令和5年度 総会資料	20事業

食育月間の制定について

令和 3(2021)年 4 月 1 日に施行された那須塩原市食育推進条例第 15 条に基づき、食育の推進に関する活動を推進するため、本市独自の「食育月間」を制定しました。

1 趣旨

市や関係団体等が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら食育の普及に重点的かつ効果的に取組むことにより、食育及び地産地消についての市民の理解促進を図る。

2 期間

市民が地場食材に対する親しみや感謝の気持ちをより持つことができるよう、地場農産物が豊富に収穫される 10 月（10 月 1 日から 10 月 31 日まで）とする。

3 実施機関

那須塩原市及び食育月間の趣旨に賛同する団体等

4 実施内容

- (1) 市広報誌、市ホームページ、みるメール等を活用した周知、啓発
- (2) 庁内関係課事業をまとめた PR の実施

※保育園関連事業、小中義務教育学校関連事業、公民館関連事業等

- (3) 地産地消に関するイベント等の開催

5 参考 国及び県の食育推進月間

国：6 月

県：10 月

資料 1 那須塩原市食育推進条例

令和 3 年 3 月 1 日条例第 2 号

那須塩原市食育推進条例

「食」は、命の源であり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食育基本法では、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、人が生涯にわたって健全な心身を培うための食習慣づくりが極めて大切であるとしている。

しかし、近年栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食の安全に対する不安の高まり、食料の海外への依存、食料の生産、流通、消費及び廃棄の変化に伴う地域内経済環境の悪化と自然環境への影響、地域の食文化の衰退など様々な問題が生じている。このような食をめぐる環境の変化の中で、私たち市民一人一人が様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、食育を推進していくことが重要である。

ここに本市は、食に関する基本理念を明らかにし、市民、行政、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者等の協働により食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、市の責務及び地域社会との協働の在り方等を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、もって生涯健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいう。

- (2) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (3) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (4) 生産者 農業、畜産業又は水産業（以下「農業等」という。）を営む者その他の農産物等の生産に係る者をいう。
- (5) 地産地消 地域で生産された農産物等をその地域で消費することをいう。

（基本理念）

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものとする。

- 2 食育は、食生活は自然の恩恵及び食に係る人々の様々な活動に支えられていることについて、市民の感謝の思いや理解が深まるよう配慮して推進されるものとする。
- 3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及び交換により、市民の食に関する知識と理解が深まり、健全な食生活が実践できるよう、国、県その他の関係機関と連携して推進されるものとする。
- 4 食育は、地域において伝えられる優れた食文化及び旬や地域の特性を生かした豊かな食生活を尊重し、これらが次の世代に継承されるよう配慮して推進されるものとする。
- 5 食育は、食料の生産者と消費者との交流を図ることにより、地域の農産物等への市民の理解が深められ、食料を生産し、消費する地産地消の活性化に資するよう推進されるものとする。
- 6 食育は、自然を大切に作る心が育まれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に至る過程における環境への影響について、市民の意識を深め、環境に配慮した食生活を営むことにより、環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。
- 7 食育は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食に関する活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として推進されるものとする。

- 8 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育等を行う者にあつては、教育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう推進されるものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。
- 3 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等及び生産者との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関し、知識と理解を深め、適切な判断力を養うよう努めるものとする。
- 2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 父母その他の保護者は、食生活の中で子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように、必要な教育を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

- 第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 食物、栄養等に係る教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 教育関係者等は、食育についてより深く探求し、広く地域の食育の普及と実践に主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第7条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。

3 食品関連事業者等は、循環型社会の実現が図られるよう食品廃棄物の発生の抑制、再生利用その他の環境に配慮した食育の普及に努めるものとする。

(生産者の役割)

第8条 生産者は、基本理念にのっとり、農業等に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恵み及び農業等の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等及び食品関連事業者等と連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

2 生産者は、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び提供に努めるものとする。

(食育推進計画)

第9条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育に関する基本方針

(2) 食育の推進に関する目標

(3) 食育の推進に関する施策

(4) 前3号に掲げる事項のほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(心身の健康に関する施策の推進)

第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持及び増進を図るため、講座、情報提供等の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(豊かな心を育む施策の推進)

第 11 条 市は、子どもの豊かな心を育むため、食に関する体験活動の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性等が確保されるための施策の推進)

第 12 条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うことができるよう、食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 13 条 市は、地域の食文化の継承及び農産物等の地産地消を推進するため、地域で生産された優れた農産物等の学校給食等における利用その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境を未来に引き継ぐための取組の推進)

第 14 条 市は、自然を大切に作る心が生まれ、環境に配慮した循環型社会の実現が図られるよう、食品廃棄物の発生抑制等による環境に配慮した食生活の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進活動の展開)

第 15 条 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者その他食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら展開されるようにするとともに、食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進会議)

第 16 条 法第 33 条第 1 項の規定により、那須塩原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進計画の策定及び実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進のために市長が必要と認める事項

3 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第 17 条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料2 令和5年度食育・地産地消関連事業一覧

基本目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	学校農園開設支援事業	農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、健全な食生活習慣の習得による健全な肉体や精神を醸成し、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。	市内小中学校及び義務教育学校の学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。	継続
2	農務畜産課	生産者による学校給食訪問	生産者が学校給食への地元産野菜の供給実態を理解し、生産者と児童との交流による地産地消や食育、地域農業への理解促進を図る。	生産者が学校給食の時間に訪問し児童と交流を行う。	継続
3	子育て相談課	乳幼児健康診査 (4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳)	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する栄養相談	継続
4	子育て相談課	育児相談	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士による離乳食、幼児食、おやつ等に関する個別相談	継続
5	子育て相談課	母親学級	妊婦と家族の健康的な食生活の実践	管理栄養士によるバランスのとれた食事についての集団指導 ※R5：新型コロナウイルス感染対策の為中止	継続
6	子育て相談課	小児肥満予防事業	・望ましい食習慣はじめ生活習慣の獲得を目指す ・将来の生活習慣病予防	・2歳児歯科検診にて望ましいおやつの習慣について確認 ・3歳児健康診査、育児相談にて管理栄養士、保健師による個別相談 ・4歳頃、肥満リスクのある児に生活習慣の振り返り目的の手紙を送付 ・5歳頃、肥満リスクのある児に管理栄養士、保健師による育児相談や生活習慣振り返り目的の手紙を送付	継続
7	教育総務課	試食会 親子給食会	学校給食を保護者に喫食してもらうことで、児童生徒が普段どのような給食を食べているかを知ってもらい、給食への理解を深めてもらう。	学年部会行事などを利用して親子で給食を喫食する。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
8	教育総務課	学校給食共同調理場 見学受入	普段食べている給食がどのような形で作られているかを知ること、生産者、栄養士、調理員などへの感謝の心を育み、また、食への関心を高めてもらう。	社会科見学など学年に応じた指導内容の下、調理場の見学を行う。	継続
9	教育総務課	学校給食を活用した 食育の取組	学校給食法には、学校給食は単なる食事という意味にとどまらず、教育活動の一環であることが示されている。社会性や食文化等を学べるよう学校給食を活用し、様々な食材や料理に触れる機会を提供する。	様々な国の料理や地場産物などを献立に取り入れ、その献立が児童生徒の食育の推進につながるようパンフレットや教材動画などを作成し、併せて提供する。	継続
10	黒磯小	共栄共同調理場との 連携による食育事業	食に関する指導を通して、食に関する興味関心の向上や、食事のマナーを学ぶ機会としていく。	発達の段階に応じた食に関する授業の実施	継続
11	稲村小	1年～6年、特別支 援学級 栄養教諭による食育 授業	自分の食生活を振り返り、食に関する理解を深める。	発達の段階に応じた食に関する授業の実施	継続
12	東原小	食育の推進	自然や食に感謝する心を醸成する。	・自然や食に感謝しながら食べることや、好き嫌いをなくバランス良く食べることの大切さを、日々の給食指導で理解させる。 ・給食を生きた教材として活用しながら、食事のマナーや食に関する正しい知識や食に関する心を身に付けさせる。	継続
13	豊浦小	学校における食育の 推進	食育活動を通じて食の大切さや食事のマナーなどを学ぶ。	栄養教諭による食育、栄養指導	継続
14	豊浦小	生活科「野菜を育てよう」	植木鉢や学校の畑を利用し、野菜を育て、食への関心や理解を深める。	トマトやきゅうり、サツマイモなどを植木鉢や学校の畑で育てる。	新規
15	共英小	栄養職員による食育 の指導	食に関する指導をとおして、食への興味関心の向上や、自然や食に感謝する心の育成等を行い、食育への理解を深める。	発達の段階に応じた食に関する授業の実施	継続
16	鍋掛小	田植え・稲刈り	体験的な活動をとおして、豊かな人間性を育む。	学校側に田んぼを設置(地域の方よりお借りしている。)	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
17	大原間小	栄養教諭等による食育、栄養指導	食の専門家による指導を行うことで、食物への理解を深める。	授業で栄養教諭等をゲスト・ティーチャーに迎え、指導を行う。(全学年)	継続
18	波立小	農園活動	農園活動をとおして勤労の尊さを体得させるとともに、作物を育てる楽しさや大切さ、収穫の喜びを味わわせる。	農園活動として、サツマイモ、ブロッコリーの苗を植え、収穫をする。	継続
19	波立小	田植え・稲刈り	田植えや稲刈りなどの活動をとおして、作物を育てることの大変さや収穫の喜びを味わわせる。	地域の方の協力を得ながら、5月に田植え、10月に稲刈りを行う。	継続
20	高林小	食に関する指導の実施	栄養教諭が食に関する指導を行うことで、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。	栄養教諭による食に関する指導	継続
21	青木小	食に関する指導	正しい食事のあり方、食事の重要性、地域の産物、食文化や食に係る歴史について	担任と調理場栄養教諭で食育、栄養指導に関する授業を行う。	継続
22	三島小	食に関する指導 (1年生) 「どんな食べ方がいいのかな」	・食事のマナーを身に付けさせ、感謝して食べる態度を育てる。 ・食べ物の働きや必要性について理解する。	栄養教諭による食に関する指導	継続
23	三島小	食に関する指導 (2年生) 「野菜のパワーを知ろう」	・嫌いな野菜でも食べようとする態度を育てる。 ・野菜が体に入って、どのような働きをするのか理解する。	栄養教諭による食に関する指導	継続
24	三島小	食に関する指導 (3年生) 「好き嫌いしないで食べよう」	・3つのグループの食品とその働きを学習する。 ・保健体育の「育ちゆく体と私」につなげる。	栄養教諭による食に関する指導	継続
25	三島小	食に関する指導 (4年生) 「よくかんで食べよう」	・生涯を健康に過ごすために、噛むことの役割、重要性を理解する。 ・毎日の食事をよく噛んで食べる習慣を身に付けさせる。	栄養教諭による食に関する指導	継続
26	三島小	食に関する指導 (5年生) 「栄養素の働きについて」	・主食、主菜、副菜を自分で考えて選び、食べることができるようにする。	栄養教諭による食に関する指導	継続
27	三島小	食に関する指導 (6年生) 「朝食と体の関係」	・朝食の重要性を理解し、毎日栄養バランスのとれた朝食をとることができるようにする。	栄養教諭による食に関する指導	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
28	槻沢小	全学年 栄養教諭による食育指導	学年に応じた食育指導を学級活動の時間に実践することで、食に対する理解を深める。	講師として三島中学校の栄養教諭を招き、専門的な視点から御講話いただき授業を行う。各学年に1回実施する。	継続
29	槻沢小	第2学年 生活科校外学習での給食調理場の見学	自分たちの生活を支える公共施設を見学し、様々な仕事に関心をもつと共に、感謝の心を育む。	給食調理場を見学し、普段食べている給食がどのように作られているのかを知る。	継続
30	槻沢小	第1・2学年 生活科での植物や野菜の栽培活動	植物や野菜の栽培活動をとおして、収穫の楽しさを味わう。	第1学年はアサガオ、第2学年はミニトマトなどの栽培活動を実施する。	継続
31	槻沢小	給食委員会による給食の献立放送	旬の野菜や季節の行事食、地元の野菜などについて紹介し、食に関する関心を高める。	調理場から届く「給食一口メモ」の放送をはじめ、給食クイズなどを用いて、楽しみながら学べるようにする。	継続
32	塩原小中	地産地消を使用した給食の提供	地域の農作物を使用した地産地消を推進する。	アグリバル塩原、J Aなすのから納品、県産小麦、県産米粉を使用する。	継続
33	塩原小中	食に関する指導	食に関する正しい知識を身につける。	担任との連携による食育授業	継続
34	東小	5年生総合的な学習の時間「日本の食を見直そう」	・身近な食に関心をもつ。 ・日本食や米作り、食糧自給率などに関心を広げる。 ・主体的に活動する。	一人一人テーマを設定し、調べたり、調べたことをまとめたりする。	継続
35	大山小	食育の推進 (3年生) 「サツマイモを育てよう」 (2年生) 「野菜の栽培」	サツマイモ等の栽培に興味を持ち、体験活動をとおして自然の素晴らしさと生産者への感謝の心をもつ。	食の大切さや生産者への感謝の心をもつ機会として、地域の方との連携による食育指導	継続
36	黒磯中	給食一口メモ	当日の給食の食材について放送することで、食を通じて子ども育成する。	調理場から毎月届く「給食一口メモ」を給食時の放送で伝え、しっかり聞くことで地産地消への理解を深める。	継続
37	黒磯北中	給食における地産地消の推進	地域の農産物を生かした地産地消の推進	市産農産物を使用した給食の提供(給食だより・給食時の放送一口メモ・学校HPを活用し、給食で使用した市産農産物のPRを実施)	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
38	厚崎中	家庭科の授業	成長期に必要な栄養素や食品についての指導をおとして、正しい知識や食に関する興味関心をもたせる。	授業の実践 ・食事の役割と食習慣(1・2年生) ・中学生に必要な栄養を満たす食事(1・2年生) ・日常食の調理(1・2年生) ・地域の食文化(2年生)	継続
39	厚崎中	給食指導	給食便りの発行や献立作成、毎日の給食指導等をおして、正しい食習慣を身に付けさせたり地場産の食生活に関心をもたせたりする。	・食に関する情報の発信 ・給食時の放送による栄養指導や食事マナーの指導 ・衛生安全の指導の徹底	継続
40	日新中	給食一口メモ	当日使われている食材について放送することで、食を通して生徒育成につなげる。	調理場から送られてくる給食一口メモを放送で伝え、内容をよく聞くことで理解を深める。	継続
41	東那須野中	給食ができるまで	給食を調理場で作る様子を、動画や写真で伝えていただくことで、給食ができるまでの様子を知り、作ってくださる方へ感謝する心を養いたい。	給食がどのような場所でのどのように作られるか等、給食について理解を深める。	継続
42	東那須野中	給食センターへ感謝の手紙を届ける	調理員さんの仕事を知ること、調理場と給食への感謝の気持ちを養う。	お世話になった調理員さんに対して感謝の気持ちを伝える。	継続
43	高林中	食育の推進	当日の給食の食材について放送することで、食に関心をもたせる。また、給食づくりについて紹介し、作ってくれる方への感謝の気持ちを養う。	給食の時間に、旬の食材や地元でとれた食材について作成されている「給食一口メモ」を放送する。給食づくりについて栄養教諭などに聞いて子ども達に伝える。	継続
44	西那須野中	栄養教諭による食育指導	成長期に必要な栄養素の働きについて正しい知識や食に関する関心を高め食生活を改善し、感謝の気持ちをもたせる。	栄養教諭と打ち合わせを行い、学年に合った内容で授業内容を決め、担当教諭と共に授業を行う。	継続
45	西那須野中	給食指導	地域の農産物を生かした地産地消の推進	市産農産物を使用した給食の提供(給食便りやお昼の放送一口メモで市産農産物のPR)	継続
46	西那須野中	家庭科の授業	地域の食材を調べ学習し、興味・関心をもたせる。地域の食材を使って料理をすることで地産地消への意識を高める。	地域の食材を使い、1食分の献立を考え調理を行うことで関心を深める。	継続
47	箒根学園	学校栄養士による食育・栄養指導	食の大切さや、食に関する正しい知識を身につける。	担任との連携による食育授業	新規

2 食に関する体験活動の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	市民農園の設置	市民農園を開設し運営することで、都市農村交流を深める。 (農地所有者と農園利用者との交流)	市内13箇所に市民農園(ふれあい農園)を設置する。	継続
2	稲村小	1・2年 生活科「やさいをそだてよう」	生命をもち成長していることに気付くとともに、収穫の喜びを体験する。	野菜を主にした学校農園の有効活用	継続
3	埼玉小	農園を活用した野菜作り	野菜作りを通して自然や食に感謝する心を育てる。	学校の敷地の隣に農園を借りる。	新規
4	共英小	生活科 「野菜を育てよう」	栽培活動をとおして、収穫の楽しさや主体的に活動する態度を養う。	野菜の苗を植木鉢で栽培し、観察及び収穫を行う。	継続
5	高林小	生活科等における学校農園の設置	学校農園や個人の鉢で野菜を栽培することで、成長の様子に関心をもったり、大切に育てたりする心情を育てたりする。	ミニトマト、さつまいも、ジャガイモ等を栽培する。	継続
6	槻沢小	第5・6学年 家庭科での食に関する学習	家庭調理の基礎を学び、自己の生活に生かす態度を育む。	動画視聴や食を伴わない調理体験をとおして、お米の炊き方や味噌汁の作り方、野菜のゆで方などを学び、家庭で実践できるようにする。	継続
7	槻沢小	全学年 勤労生産・奉仕的行事での農園活動	サツマイモの栽培、収穫体験をとおして、収穫の楽しさを味わう。	地元の方にお借りしている学校農園にて、5月に苗植え、10月に収穫体験を行う。	継続
8	槻沢小	親子育成会行事 「田植え体験」「稲刈り体験」	学校農園の水田で餅米を育て、育成会単位で田植えや稲刈りを行い、米作りの楽しさを味わう。	5月の連休中に1～3年生対象の田植え体験、10月の休日に4～6年対象で稲刈り体験を行う。	継続
9	東小	2年生生活科 「野菜を育てよう」	・野菜に関心をもつ。 ・栽培活動の楽しさを味わう。 ・主体的に活動する。	野菜を一人一鉢、植木鉢で栽培し、観察をする。	継続
10	東小	特別支援学級 「野菜を育てよう」	協力し合って働く喜びを味わう。	学級農園で育てたい野菜を育てたり、観察したりする。	継続
11	南小	学校農園や植木鉢における農作業の体験	農作業の体験をとおして作物を作る人の苦勞を知り、食への感謝の心を育む。	学校農園で、栽培したさつまいもやミニトマト等の作物の収穫体験を行う。	継続
12	西小	米作り体験	地域の取り組みと連携して行うことで、交流を深める。	地域の「田んぼの学校」と連携し、米作り体験をする。	継続
13	西小	サツマイモの栽培	作物を育てる人の苦勞に気付く、食に対する感謝の気持ちをもつ。	学校農園でサツマイモを栽培する。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
14	箒根学園	田植え・稲刈り体験	農作業の体験を通して、農業に対する理解や食への興味・関心を育む。	5年生児童・保護者と地域生産者の連携による米作り	継続
15	三島中	SDGs 農園活動	特別支援学級の自立活動を通して、作物を栽培し消費に至るまでの学習をする。その中で地産地消やSDGsに触れ関心をもたせる。	学校農園を設置する。	継続
16	塩原小中	箒川リフレッシュ大作戦	ふるさとを慈しむ心を育成。地域に根ざした学校を目指す。縦割り班活動をとおして豊かな心の醸成を図る。	除草作業、カジカ釣り、自然に関する学習など	継続
17	三島公民館	農業体験と演劇鑑賞による子どもの交流事業	土とのふれあいや食の尊さを学ぶとともに、作業の折々に食べ物にかかわる児童劇を鑑賞することで、豊かな感性を育む。	サツマイモの植え付け、除草、収穫作業	継続
18	稲村公民館	子ども体験塾	公民館敷地内の畑にさつま芋の苗を植え、収穫を体験させるとともに、地元協力者との交流を図る。	稲村公民館事業「子ども体験塾」の2コマを使い、公民館内の畑でさつま芋苗植え・収穫を体験させ、焼き芋を作り、地元協力者と試食して交流させる。	継続
19	公立保育園	野菜の栽培、収穫体験	野菜作り、収穫体験を通して、食材への興味、関心を育てる。	野菜の苗(種)から育て、成長過程を観察し、収穫体験をする。	継続
20	たかはやし保育園	堆肥作り・野菜の栽培・収穫体験をする	堆肥作り、野菜作り、収穫体験を通し食材への興味、関心を育てる。	堆肥作りを行う。野菜の苗を植え、成長過程を観察し収穫する。	継続

3 優れた食文化の継承

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	教育総務課	学校給食での郷土料理の提供	児童生徒に自分が住んでいる地域の料理を提供することで、地域のことを知り、また、その良さを理解し地域への愛着や感謝の気持ちを育む。	日本の郷土料理などを献立に取り入れる。	継続
2	教育総務課	学校給食での行事食の提供	児童生徒に季節や行事にちなんだ給食を提供することで、食文化を大切にする気持ちを育む。	季節の料理などを献立に取り入れる。	継続
3	鍋掛小	社会科「わたしたちの県」栃木県の主な産物についての学習	栃木県は地形や自然を生かして農産物を生産している。どこで何を生産しているのかを知る。	栃木県の白地図に主な農産物をまとめる。	継続
4	鍋掛小	社会科「原野に水を引く」	那須野が原がどのように開拓されたのかを知り、先人の事業に感謝の気持ちをもつ。	授業における学習。社会科見学(那須野が原博物館)での体験活動	継続
5	波立小	食育の推進	収穫したお米を調理し、米作りでお世話になった地域の方へ感謝の気持ちを表す。	収穫したお米を炊飯し、おにぎりを作り、米作りを教えてください地域の方と収穫を祝う。	継続
6	槻沢小	食育体験事業実践「おにぎり体験学習」	前半は食に関する講話を拝聴し、後半は地域の食材を使っておにぎり作りをとおして地産地消や日本の食文化を学ぶ。	那須塩原市農村生活研究グループ協議会より講師を招き、第4学年を対象に実施する。	継続
7	箒根学園	地産地消の紹介	献立や掲示物により地産地消について紹介する。	学校給食における県内産・市内産農産物の紹介	新規
8	塩原小中	行事食の紹介	食の伝統、地域に密着した食文化の伝承を図る。	行事食について校内放送等を利用し、その由来や作り方などを伝え、興味関心を高める。	継続
9	保育課	年中行事に合わせた給食の提供	年中行事に合わせた行事食の提供を通じて、食と文化の結びつきに関心を持たせる。	・年中行事に合わせた行事食の提供 ・行事食の由来の説明	継続
10	農務畜産課	農村生活研究グループ協議会の活動支援	農業・農村における男女共同参画及び食育・地産地消を推進し、もって豊かでゆとりある農村型ライフスタイルの実現を目指す。	農業・農村における男女共同参画の推進、食育・地産地消の推進に係る事業について補助金を交付する。	継続

4 自然環境への負荷の低減

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	資源循環型農業の推進	耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、耕畜連携を実施することで資源循環型農業を推進する。	耕畜連携を実施する耕種農家について交付金を交付する。	継続
2	黒磯北中	家庭(持続可能な食生活)	持続可能な食生活を送るために食生活を工夫する。	日本の食品ロスや世界の食料問題について	継続
3	鍋掛小	総合的な学習の時間	安全・安心な食の環境や食を通して豊かな心を育む。	総合的な学習の時間での計画的な学習	継続
4	廃棄物対策課	生ごみ処理容器(コンポスト)及び機械式生ごみ処理機設置支援事業	家庭から排出される生ごみの堆肥化等を促進し、その減量を図る。	生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機を設置した者に対し、限度額の範囲内において購入費の一部を補助する。 また、機械式生ごみ処理機の購入を検討する者に対し、機器の無償貸出しを行う。	継続

基本目標 2 食を通じた健康づくりを推進します

1 栄養バランスのとれた食生活の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	高齢福祉課	地域づくり型介護予防事業	介護予防及びフレイル予防のための「栄養」「口腔ケア」「運動」「社会参加」の普及啓発	栄養士によるバランスの良い食事についての講話	継続
2	健康増進課	食生活改善推進員育成事業	地域における食を通じた健康づくりの担い手の育成	・食生活改善推進員協議会の運営が円滑に進むよう支援する。 ・食生活改善推進員が、食の正しい知識と最新の健康づくりの情報を習得する機会として研修を行う。	継続
3	健康増進課	食生活改善推進員自主活動支援	健康いきいき 21 プランに基づいた市の健康づくりを推進する食生活改善推進員の活動支援	会員が普及活動を行う際に、専門職としての視点でアドバイスをを行う。	継続
4	東原小	学校給食共同調理場と連携した食育・栄養指導の推進	調理場と連携して食育授業に取り組み、食を通じた健康づくりを図り、食の大切さを理解させる。	・栄養教諭による、食育、栄養指導 ・日常の給食における栄養指導	継続
5	埼玉小	農園を活用した野菜作り	野菜を栽培することで、食に関して興味関心をもたせる。	農園を活用し、トウモロコシやサツマイモを育てる。	継続
6	南小	食に関する指導	食に関する指導をとおして、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。	栄養教諭による食に関する指導の実施	継続
7	大山小	食に関する指導	食に関する指導を通して、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身につけながら児童自身が健康作りを実践していけるようにするため	栄養教諭による食に関する指導の実施	継続
8	黒磯北中	総合的な学習の時間(食育)	食を通じた健康づくりを推進する。	栄養バランスのとれた弁当の献立づくりから調理、実食、まとめまでを行う。	継続
9	日新中	食に関する指導	食に関する指導を通して、生徒が食に対し興味関心をもち、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。	栄養教諭による食に関する指導の実施	新規

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
10	東那須野中	栄養教諭による食育指導	食の専門家である栄養教諭から、食の大切さや成長に必要な栄養素等を直接伝えていただく。また、来校の際に給食の配膳方法や食事のマナー、そして片付け方等を見ていただく。	1年生から3年生の成長過程に合わせた内容を、家庭科の授業や給食の時間等を利用し、リモートで伝え関心を高める。	継続
11	三島中	家庭	中学生に必要な栄養を満たす食事について、栄養教諭と一緒に授業をすることで、より詳しく栄養の特徴について理解させることが目的。	中学生に必要な栄養を考え、栄養バランスを満たす献立を作成する。	継続
12	ひがしなす保育園	調理員による話	栄養のバランスを知り、いろいろな食材を食べることの大切さを知る。	給食調理員による、バランスガイドについての話を聞く。	継続

2 生活習慣病の発症予防の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	健康増進課	健康相談会	生活習慣病発症予防および重症化予防	保健師、管理栄養士等による健康相談	継続
2	健康増進課	食生活相談	生活習慣病発症予防および重症化予防	希望者及び医療機関からの依頼のあった者に対する、管理栄養士による病態別の食生活相談	継続
3	健康増進課	ブレ特定健診結果相談	生活習慣病発症予防および重症化予防	ブレ特定健診受診者(35歳)に対する保健師・管理栄養士による個別相談	継続
4	保育課	食育だよりの発行	保護者との情報共有を図り、家庭での食育を推進する。	食育だよりの発行、配付する。	継続
5	保育課	体格の評価	肥満及びやせを評価し、改善へとつなぐ。	・年2回、各園の園児の体格を評価 ・肥満、やせとなった園児について、給食見学や担当保育士との意見交換等の実施、保護者へのアプローチ	継続
6	公立保育園	食育だよりの発行	保護者への情報提供を行い、家庭での食育を推進する。	給食だよりを発行し、食材の栄養成分や簡単に作れるメニューを紹介する。	継続/一部新規
7	ひがしなす保育園	誕生会献立の写真掲示	保護者への情報提供を行い、家庭との連携を図る。	献立写真の掲示をして、食育への関心を持ってもらう。	継続
8	大貫保育園	行事食・手作りおやつの写真掲載等を行う。	保護者への情報提供を行う。	写真掲載をして、食育への関心を高める。	継続

1・2 共通

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	子育て相談課	乳幼児健診 (4 か月、10 か月、 1 歳 6 か月、2 歳、3 歳)	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する栄養相談	継続
2	子育て相談課	育児相談	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士による離乳食、幼児食、おやつ等に関する個別相談	継続
3	子育て相談課	母親学級	妊婦と家族の健康的な食生活の実践	管理栄養士によるバランスのとれた食事についての集団指導 ※R5：新型コロナウイルス感染対策の為中止	継続
4	子育て相談課	小児肥満予防事業	・望ましい食習慣はじめ生活習慣の獲得を目指す。 ・将来の生活習慣病予防	・2 歳児歯科検診にて望ましいおやつの習慣について確認 ・3 歳児健康診査、育児相談にて管理栄養士、保健師による個別相談 ・4 歳頃、肥満リスクのある児に生活習慣の振り返り目的の手紙を送付 ・5 歳頃、肥満リスクのある児に管理栄養士、保健師による育児相談や生活習慣振り返り目的の手紙を送付	継続

基本目標 3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

1 市産農産物の生産振興と消費の拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	認定農業者の確保	各地域でのリーダー的な役割を果たす認定農業者を確保・育成することで地域農業の活性化を目指す。	認定農業者を目指す農業者へ農業関係機関と連携し認定農業者になるためのきめ細やかな支援・助言を行う。	継続
2	農務畜産課	農地集積化	地域内の分散した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化することで、担い手の農業経営基盤の強化を図る。	農地中間管理機構を経由して農地の貸し借りが成立した場合に農地の貸し手に対し交付金を交付することで、農地の集積化に寄与する。	継続
3	農務畜産課	農業次世代人材投資資金制度の活用	就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行うことで、担い手の育成・確保を図る。	次世代を担う農業者になることを志向する 49 歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経緯確立する資金を交付し、就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行う。	継続
4	農務畜産課	農地利用効率化等支援交付金事業への取組支援	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援を行うことで、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進する。	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援する。	継続
5	農務畜産課	環境保全型農業の推進	化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を実施することで自然環境への負荷の低減を図る。	化学肥料・化学合成農薬を提言する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。	継続
6	農務畜産課	農産物直売所の再整備	中小規模農業者の販売拠点となる直売所の整備支援を行うことで、農作物の更なる流通・販売量の増加及び農業所得の向上を図る。	市が所有する 2 つの農産物直売所（青木ふるさと物産センター及びアグリバル塩原）を食育、地産地消、6 次産業化の拠点施設として再整備する。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
7	教育総務課	学校給食への市産農産物の利用拡大	生産者の顔が見え、新鮮で安全安心な旬の食材を味わうことで、自分たちが住んでいる地域の身近な食材に愛着を持ち、地域の自然や産業への理解を深め、食に関する感謝の念を育む。	学校給食における市産農産物の使用割合向上の為、JAからの情報を基に、できる限り多くの種類の地場産物を献立に取り入れる。 また、地元直売所等からの食材を安定供給できるよう調整を進める。	継続
8	東原小	学校農園や各自の植木鉢における農作業の体験	農作業の体験をとおして、農業に対する理解や、食への感謝の心を育み、地産地消を理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の農産物への理解・消費拡大への啓発 ・プランターや植木鉢での野菜栽培体験 ・農園での野菜づくり体験 	継続
9	大原間小	地元農家への収穫体験	地元農家でリンゴ狩りを体験することで、地域への理解を深める。	リンゴ狩り体験を行う。	継続
10	黒磯北中	給食における地産地消の推進	地域で生産される食材を知り、それを使う意義と和食の調理を理解する。	地域で生産される食材の調理をとおして、地域の食文化を理解する。	継続
11	埼玉小	農園を活用した野菜作り	野菜作りを通して食を見直し、地産地消への理解を促す。	農園を利用して、大根、枝豆等の野菜を栽培する。	新規

2 市産農産物のブランド力の向上

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	那須塩原ブランド認定品の普及・拡大	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めるため、各種イベントへの出展やPR映像等の制作を行う。 那須塩原ブランド認定品の磨き上げを行う。 	継続
2	商工観光課	ONSEN・ガストロノミーウォーキング	その土地ならではの食や自然、歴史、文化そして温泉を歩きながら楽しむ ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施し、本市の魅力を発信することで、新たな観光客の獲得を目指す。	地元産食材を用いて ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施する。	継続

3 牛乳等の生産振興と普及拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	家畜自衛防疫(予防接種助成)の強化	家畜自衛防疫体制を強化し、安定した牛乳の生産供給を行う。	家畜自衛防疫体制の強化を図るため、伝染性疾病対策費(予防接種)の一部を助成する。	継続
2	農務畜産課	優良雌牛の導入支援	生産能力の高い優良雌牛の導入を進めることで牛乳の生産振興を図る。	生産能力の高い優良雌牛を導入する場合、その導入費用の一部を助成する。	継続
3	農務畜産課	牛乳消費拡大 PR キャラクター「みるひい」の利用促進	みるひいを活用し、生乳生産本州一の牛乳や酪農について、積極的に情報発信を行う。	広報やホームページ、イベント等でみるひいを活用し、情報発信を行う。	継続
4	農務畜産課	牛乳の日(9月2日)の普及促進	9(ぎゅう)と2(にゅう)の語呂合わせで、「那須塩原市牛乳の日」とし、イベントを開催する。	牛乳の日(9月2日)に当たり、牛乳や乳製品の消費拡大や普及啓発を図る。	継続
5	農務畜産課	チーズ等の乳製品を使った料理の普及促進	各種イベントにおいて、那須地域のチーズ等を提供・活用し普及を図る。	那須ナチュラルチーズ研究会等と連携し、チーズの普及を図る。	新規
6	農務畜産課	オリジナル乳製品の研究開発	豊富な生乳の資源と乳業基盤を活用し、新たなモノづくりを行うことで牛乳の消費拡大を図る。	栃木県立那須拓陽高等学校等と共同し、地域資源を生かしたオリジナル乳製品の研究開発 いちご・ぶどう由来の乳酸菌を使用したオリジナル乳製品の開発	継続

基本目標 4 安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

1 安全・安心な農作物の提供と食品の安全性に関する理解の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名 (取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	東原小	食における環境づくり	給食時における緊急時の対応を共通理解し、食の安心・安全への理解を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒やノロウイルス、異物混入が起こらないための防止策を徹底し、共通理解を図る。 ・アレルギー児童を把握し、緊急時の対応について全職員で共通理解を図る。 ・アレルギー児童の保護者と面談し、詳細献立のチェックで密に連絡を取り合う。 ・職員室の掲示黒板を利用し、アレルギーの献立を共通理解する。 	継続
2	生活課	食品の放射性物質簡易検査	家庭菜園などで収穫した野菜・果物や購入した食品の放射性物質簡易検査を無料で実施することにより、市民の不安解消を図り、消費生活の安定と向上に寄与する。	本庁に放射能測定器を2台設置し、市民などから検査申込みのあった食品の放射性物質を無料で測定する。	継続
3	保育課	保育園給食衛生管理研修会	安心・安全な給食を提供する。	保育園給食関係者に対し、食品衛生や食中毒予防に関する給食衛生研修会を行う。	継続

2 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	「食育・地産地消計画」の進捗管理及び着実な推進	「食育・地産地消計画」の進捗状況を管理し、着実な推進を図る。	毎年度、食育・地産地消庁内検討会議において、進捗状況の把握・評価を実施するとともに、食育推進会議からの意見を参考にし、計画の推進を図る。	継続
2	農務畜産課	食育・地産地消の意識の向上	全国食育月間、市食育推進月間等の機会をきっかけとして、市民の食育・地産地消に対する意識の向上を図る。	食育月間等の期間を中心に、市民の食育に対する意識の向上を図るため、周知・啓発を行う。	継続

令和5（2023）年度
那須塩原市食育・地産地消推進計画 年次報告書
令和6年8月

発行・編集 那須塩原市 産業観光部農務畜産課

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287（62）7147 FAX：0287（62）7223

E-mail: noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp